

1. 新型コロナウイルス感染者の療養期間が短縮されました

厚生労働省は、9月7日付の自治体への事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」において、感染者の療養期間を現在の原則 10 日間から7日間に短縮され、その他も次の通りの事務でした。

◆**症状がある場合は7日間に**： 新型コロナウイルス感染症の陽性者で有症状の場合は、発症日から7日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には8日目から解除が可能となりました。ただし、10 日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクの着用等、自主的な感染予防の徹底をお願いするとしています。また、現に入院している者(高齢者施設に入所している者を含む)は、発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合に、11 日目から解除が可能となります(従来から変更なし)。

◆**無症状の場合は5日間に**： 無症状の場合は、従来どおり、検体採取日から7日間を経過した場合には8日目に療養解除が可能となります。加えて、5日目の検査キットによる検査で陰性を確認した場合には、6日目から解除が可能となりました。ただし、7日間が経過するまでは、感染リスクが残存することから、検温など自身による健康状態の確認や、高齢者等ハイリスク者との接触、ハイリスク施設への不要不急の訪問、感染リスクの高い場所の利用や会食等を避けること、マスクの着用等、自主的な感染予防の徹底をお願いするとしています。

この他に外出自粛制限も緩和され、療養期間中の外出自粛は有症状の場合、症状軽快から 24 時間経過後、または無症状では自主的な感染予防行動を徹底必必要最小限の外出を行うことが可能となりました。

【厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の患者に対する療養期間等の見直しについて」HPより一部抜粋】



2. 育児・介護休業法 改正について段階的施行(令和4年10月1日より)

令和4年4月1日より3段階で施行されている育児・介護休業法ですが、10月1日施行の整理をします。

法律の改正の背景▶育児休業取得率は男女で大きな差が存在していること、男性が育児休業を取得しない理由として業務の都合や職場の雰囲気といったものが挙げられています(厚生労働省 雇用環境・均等局 職業生活両立課 資料より)。

令和4年10月1日より施行は、①出生時育児休業(以下、「産後パパ育休」と表記)の創設、②育児休業の分割取得です。産後パパ育休▶産後休業をしていない労働者が、原則出生後8週間以内の子を養育するためにする休業です。分割して2回まで取得することができ、対象期間は子の出生後8週間以内に4週間(28日)までとなります。休業を取得したい労働者は、書面で事業主に申出を行ない(事業主が認める場合は、FAX、電子メール等も可)、申出の期限は、原則休業開始の2週間前までに行います。また、労使協定を締結している場合に限り、労働者が個別に合意した範囲で休業中に就業することができます。育児休業の分割取得▶1歳までの育児休業は分割して2回取得可能になります(産後パパ育休とは別に取得できます)。1歳以降の育児休業の開始日の柔軟化により、1歳以降の育児休業期間の途中、夫婦で交代することが可能になります。

なお、育児休業等の申し出・取得を理由に、事業主が解雇や退職強要、正社員からパートへの契約変更等の不利益な取り扱いを行うことは禁止されています。今回の改正で、妊娠・出産の申し出をしたこと、産後パパ育休の申し出・取得、産後パパ育休期間中の就業を申し出・同意しなかったこと等を理由とする不利益な取り扱いも禁止されます。また、事業主には、上司や同僚からのハラスメントを防止する措置を講じることが義務付けられています。内容についてご不明な場合は社会保険労務士にお問い合わせください。

● 編集後記 ●

秋の味覚のぶどう狩りに行きました。品種は「シャインマスカット」。行った先のぶどう狩り会場自体が最終日だったため、30分制から時間無制限に変更。目標は一人4房！はじめの1房は美味しくいただき、これなら楽勝！と思っていたところ、2房目の途中から急激に失速。結局2房どまり。どんなに美味しくても高級でも食べ貯めはできません。(秋山)

あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子 (登録 NO.13050514)
 三鷹市下連雀 3-38-4
 三鷹産業プラザ 307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士(武蔵野統括支部)
 めばー: 秋山・隅谷・安部・酒井・福岡・奥山